

ひとり親世帯以外の世帯への令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

①目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、原油価格・物価高騰等による支出の増加の影響を受けた低所得のひとり親以外の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯支援特別給付金を支給するものです。

②対象者（ひとり親世帯以外の方）

1	「令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者」で「令和4年住民税（均等割）が非課税」の方	申請不要
2	「令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合20歳未満）を養育する父母等」で次の1・2のどちらかに当てはまる方 1. 令和4年度住民税非課税（均等割）が非課税 2. 新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方	要申請

※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

③支給額

対象児童1人あたり一律5万円を支給

④手続き方法

1	令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和4年度住民税（均等割）が非課税の方には、9月中旬までに村からお知らせを送ります。
2	高校生等のみを養育している方で、児童手当または特別児童手当を受給していない方で令和4年度住民税（均等割）が非課税の方は、申請が必要です。ご本人確認書類と振込先の分かるものの写しを窓口へご持参のうえご申請ください。
	新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなどして、収入が住民税非課税相当になった方は、本人確認書類・振込先の分かるものの写し・令和4年1月以降の任意の1ヶ月分の収入（所得）が確認できる書類を窓口へご持参のうえご申請ください。

⑤所得制限早見表（例）

世帯の人数	非課税所得限度額
2人 夫(婦)+子1人	82.8万円
3人 夫婦+子1人	110.8万円
4人 夫婦+子2人	138.8万円

⑥申請期日

令和5年2月28日(火)まで（郵送は当日消印有効）

⑦お問い合わせ先

三宅村役場福祉健康課福祉係

電話：04994-5-0902（平日8:30～17:15）